一宮市立小中学校警備業務委託仕様書

1 業務目的

警備業法(昭和47年法律第117号)等に基づき、警備業務対象校における火災、 盗難及び破壊行為等のあらゆる事故の発生を警戒し、被害の拡大の防止をすることに より、当該校の保全と安全を確保することを目的とする。

2 警備業務対象校

別紙1のとおり

3 契約期間

契約の日から令和11年3月31日まで(ただし、保守委託料は令和元年9月分からとする)

4 警備方式

警備業務対象校の警備業務を機械警備により行うこと。

※機械警備業務とは、警備業法第2条第5項に定義され、警備業務対象施設に設置した 警備業務用機械装置(以下警備装置という。)が感知した信号を、受託者の基地局(機 械警備業務に係る受信機器の設置された警備業務対象施設以外の施設)に設置する受 信機器へ送信し、その受信機器の表示により、警備員が警備業務対象校へ急行し、警備 業務に当たることをいう。

5 警備時間

警備装置の作動開始時刻から作動解除時刻までとする。

ただし、火災および非常信号監視については、24時間とする。

6 警備区域

警備区域は別紙2を基本とする。

ただし、契約締結後、受託者より警備対象校ごとに追加の提案があり、委託者が認めた場合は警備区域を追加する場合がある。警備区域の追加に伴い、警備装置の設置に係る経費が増額となった場合は、別途委託者の負担とする。なお、警備業務に係る経費の増額は認めない。

7 業務の内容

- (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- (2) 警備業務対象施設の異常発見、通報及び緊急措置

- (3) 火災の早期発見と初期消火の対処
- (4) 盗難の早期発見と阻止
- (5) 警備装置の正常動作確認、監視及び異常発報時の措置
- (6) 警備装置の点検、操作
- (7) その他不足事態の防止と阻止
- (8) その他委託者側の要請事項

8 警備装置

上記7が確実に実施でき、次の仕様を満たすこと。

- (1) 警備装置は受託者の所有に属し、当該装置の維持管理費及び保守点検費用は受託者の負担とする。
- (2) 設置する警備装置の運用(警備の開始、解除及び勤怠管理)においては、偽造・模倣を困難にするため専用カードを利用する。警備装置はカードにより、出退勤時刻等の情報を確認できる機能を有すること。また、新しいカードの登録及び既存カードの抹消の設定が遠隔にてできる機能を有すること。カード等を万一紛失した場合、その費用は委託者の負担とする。
- (3) 警備装置用通信回線の断線時に、受託者名義のバックアップ回線に切り替わる機能を有すること。
- (4) 警備業務対象校への侵入は、室内に設置された各種センサーにより検出し、主装置にて受信し、主装置より警備装置用通信回線を利用して受託者の基地局へ送信すること。受信した受託者の基地局は、警備員を警備業務対象校へ派遣し、警備業務対象校の異常事態に的確に対処させること。また、状況に応じ関係機関へ通報も行うこと。
- (5) 警備装置自体に異常等が発生した場合は、その異常等の信号を受託者の基地局へ送信でき、速やかに警備装置の交換等の対応ができること。また、配線の断線・短絡が発生しても同様に異常等の信号を送信できること。
- (6) 夜間警備警戒(警備開始) 忘れに対応できる機能を有すること。
- (7)警備業務対象校に設置された警備装置は、発生した異常事態を受託者の基地局に自動通報し、その際、異常を検知したセンサー等を特定できること。
- (8) 警備装置用通信回線は、受託者名義のインターネット回線を使用すること。
- (9) 自動火災報知設備による警報を感知する機能を有すること。
- (10) 受託者の基地局へ常時送信可能な非常用ボタンを2箇所設置すること。

9 警備体制

警備業法第43条に基づき、発報受信から25分以内に警備員を警備業務対象校に到着させることができる警備体制が整備されていること。

10 事故発生時における処置

警報受信機器により、異常事態が発生したことを感知したときは、速やかに警備対象 校に警備員を急行させ、被害の拡大防止に努めるとともに、関係各機関及び学校職員へ 連絡等必要な措置を講じなければならない。

なお、異常事態は各種警報を含む。

11 鍵の管理

委託者より預託された鍵の管理は厳重に行い、この契約の目的達成のみに使用する こととし、これを他に転用又は貸与若しくは譲渡してはならない。万一、鍵を紛失又は 破損した場合は、遅滞なく委託者に報告し、受託者の負担により補償すること。

12 警備報告

受託者は警備の記録を毎月委託者へ報告すること。また、警備員が警備業務対象校へ派遣した場合は、その都度状況結果報告書を施設管理者に提出すること。

13 警備装置の設置、維持管理等

- (1) 警備装置は、受託者が警備区域(別紙2)により委託者と協議の上警備装置配置図を作成し、令和元年7月20日から令和元年8月30日(ただし、原則土日祝日及び8月13日~8月16日を除く)に設置すること。別紙3の学校については、市が指定する日に設置すること。
- (2) 警備業務は警備装置の設置日より開始すること。
- (3) 警備装置の設置に係る経費は委託者の負担とする。
- (4)機械装置の定期的な保守点検及び機器の更新は受託者の負担とする。
- (5) 学校施設の改修工事等により警備装置の一部又は全部を移設、撤去、再設置する必要が生じた場合の経費は委託者の負担とする。

14 原状回復

受託者は、契約が解除されたときは、警備装置を委任者と協議の上速やかに撤去し、 委託者の負担により原状回復しなければならない。

15 防犯警報装置の撤去

受託者は、別紙 4 における学校の防犯警報装置を受託者の負担により、警備機械設置時に撤去すること。

16 消費税額について

消費税及び地方消費税の税率変更時期に変更が生じた場合には、本契約を変更することなく、履行確認時点の税率によって再計算した税額を反映した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって契約金額とする。

17 その他

本仕様に定めのない事項については、委託者と受託者協議の上、決定する。